

◎商事判例研究

平成三年度第一回

1 リース契約における当事者間の関係

リース業者によるリース物件の即時取得が認められた事例

星野 豊

東京大学商法研究会

水戸地裁平成三年七月一六日判決

(平成元年ウ)第二八号、株式会社富士通ビジネ
システム対鈴善工業株式会社外四名、損害賠
償等請
求事件)

判例時報一四三二号一四〇頁

(参照条文) 民法七〇九条・七〇三条・四一五条・

一九二条

〔事実〕 被告Y₁会社は、昭和六二年二
月頃、コンピュータの購入につき、訴
外A会社製品の販売会社である原告X会
社との商談がまとまった。その際、Y₁は
Xの従業員訴外Bに対し、Y₁と従前から
取引関係のあったOA機器の販売を行う
被告Y₂会社を通じて購入する形式とし
たこと、及びリース業者を介在させてリ
ースの形式をとりたいことを申し入れ、
Bはこれらを諒解した。なお、Bはこの
時、介在させるリース業者はXの提携会
社に依頼してもらいたい旨、また、代金

はリース業者が約束手形を振り出し、X
とY₂が各々の取り分にに応じて取得す
る旨、Y₁の代表取締役である被告Y₃に申
入れ、その承諾を得ていたが、Y₁の担当
者である訴外Cにはその詳細を伝えてい
なかつた。
昭和六二年四月、X、Y₂間で、コンピュ
ーターとソフトウェア(以下、コンピュ
ーターを「第一物件」、ソフトウェアを「第二
物件」、両者を併せて「本件各物件」とい
う)を含め、代金計七十五万円、納入場所Y₁
方、代金完済までXが所有権を留保する
こと、製品はY₁方へ搬入、検収後Y₂に引
き渡すこと等を記載した注文書が交わさ
れた。一方、Y₁は、XやY₂に相談せず独
自に調査を進めた結果、この頃までに契
約に介在させるリース業者として被告Y₄
会社を選定していたが、このことをXに
告げていなかった。

昭和六二年七月二四日、第一物件がY₁
方へ搬入され、以後Y₁は第一物件を使用
している。そして同月二七日、Y₁方に、
Y₃、Cその他、Y₂の代表取締役被告Y₅とY₄
の担当者訴外Dとが集まり、Y₁、Y₄間にお
いて、本件各物件についてのリース契約
が締結された。その後同日のうちに、Y₂
方において、Y₂、Y₄間で、本件各物件につ
き、代金計八二〇万円、引渡期限昭和六
二年七月二七日、引渡場所Y₁方とする注
文書等が交わされ、Y₄はY₂に対して金
額八二〇万円の約束手形を振出交付し、
この手形は期日に決済された。
なお、この時点において、第二物件は
未完成の状態であったが、Y₁、Y₂、Y₄ら
はこの時点でリース契約を締結すること
を当然のことと考えていた(第二物件は
同年秋になって完成した)。

Dは本件の取引を行う際、Y₂に対して
本件各物件の仕入先などについて聞いて
おらず、契約書等の提示も求めていな
い。また、Y₄は、過去にY₂と数回取引を
したことがあり、Y₂がコンピュータ等
の販売会社であることは知っていたが、
その詳細については知らなかった。しか
しながらY₄は、他とリース契約を締結す
るときと同様、特にY₂の信用調査を行う
ことはしなかった。
一方、Xは、Y₁、Y₂、Y₄間でこのような契
約が締結されていたことについて何も知
らされていなかったが、昭和六二年一二
月頃Y₂に電話をした際、既にリース契約
が締結され、代金全額がY₄からY₂に支払
われていることを知った。そこでXは、
急遽Y₂に対して代金の支払を求め、金額
七十五万円の約束手形の振出交付を受け
たが、支払期日である昭和六三年四月三
〇日に突然Y₂が倒産したため、手形が不
渡りとなつてしまった。
以上の次第でXが、Y₁、Y₂、Y₃、Y₄及
びY₅を相手どり、本件においては、①第
一物件につき、X、Y₂間に代金完済までX
に所有権を留保する旨の売買契約が締結
され、また、②第二物件についてはX、Y₂
間でその作成に関する請負契約が締結さ
れており、③本件各物件の代金決済につ
いては、Xの斡旋するリース業者とY₂と
の売買契約、及び同リース業者とY₂との
リース契約が締結された後、同リース業
者がXに対し約束手形を直接振出交付す
ることによって行う旨の合意がなされ、
さらに、④リース業者の選定のなされる
までの間、本件各物件についてXとY₁と
の間には寄託契約が成立している、と
し、⑤Y₁及びY₂がXに無断でY₄と売買契
約、リース契約を各々締結したことはX
との前記契約に対する債務不履行であ
り、⑥代金全額がY₄からY₂に支払われた
ことは、Xの代金回収を困難にするY₁、
Y₂、Y₄の不法行為である、⑦Y₃及びY₅に

は、Y₁、Y₂の代表取締役として、前記行為を行うにつき、悪意または重過失があった。⑧また、XはY₂との売買契約において代金完済まで本件各物件につき所有権を留保しており、本件各物件の所有権確認を被告全員に対して求める、と主張して、本件各物件の代金相当額の損害賠償を求め、さらにY₁に対して本件各物件の引渡しを求めたのが本件である。

なお、Y₂及びY₅は口頭弁論期日に出頭しなかった。

〔判旨〕 Y₂及びY₅に対する請求を全部認容、Y₁、Y₃、Y₄に対する請求を全部棄却。

一 本件各物件について、X、Y₂、Y₄、Y₁間に各売買契約、リース契約関係が各々成立しているとしたりえて、X、Y₁間には直接の契約関係はないとし、X、Y₁間の寄託契約の成立を否定した。次いでXの主張する代金受領に関する約定について、「Y₁がY₄との間で本件物件についてのリース契約を締結した当時、CあるいはY₃が、本件契約中のリース会社からの代金の受領に関する約定の存在を知っていたこと、また、「Y₂に対して本件物件の代金が支払われればXの代金回収が困難なることを知っていたことを認めるに足りる証拠はない（前記認定のとおり、Bは右のような約定についてY₁に対して話していない。）」とし、Y₁、Y₃、

Y₄の不法行為責任を否定する一方、Y₂、Y₅に対しては、代金受領に関する約定違反及び不法行為責任を認めた。

二 Y₄は本件各物件につき指図による占有移転により占有を取得したとしたりえて、「商品の最終利用者がリース契約を締結する取引においては、本件のように、商品がリース業者を経由せずに最終利用者のもとへ納入されるということは通常の形態であろうと思われる。……このような場合におけるリース業者

については保護の必要性がないとは考えられない」としてリース業者によるリース物件の即時取得の必要を認め、そして、「通常に営業をしている普通の販売店からコンピュータを購入する者は、一般的には売主（販売店）とその前主との間の売買契約に所有権留保の約定があるかどうか、ないしは右売買契約の代金が完済されているかどうかを調査する義務はなく、売主が所有権を有しているかどうかについて疑問を抱かせるような何らかの特別の事情があった場合にだけ調査をすれば足りると解するのが相当である。」とし、Y₄の即時取得の抗弁を認め、Xの所有権確認、不当利得返還請求をいずれも否定した。

〔評釈〕 判旨の一般論には概ね賛成。

ただし、事実認定に混乱があるため、具体的事案に対する結論については若干疑

問を留保する。

一 本件は、①リース関係における売主、中間販売店、リース業者、ユーザーの四者間の各契約を、各々独立の契約としてとらえ、売主とリース業者ないしは売主とユーザーとの間には直接の契約関係はないとの前提に立ち、売主とユーザーとの間の目的物に関する寄託契約を否定するとともに、特に約定がないかぎり、リース業者が代金全額を中間販売店に支払ったことは、売主に対する債務不履行にも不法行為にもならないと判示し（判旨一）、さらに、②売主が代金完済まで目的物の所有権を留保して中間販売店に売却していた場合でも、かかる売主と中間販売店との関係についてリース業者には原則として調査する義務はないとし、目的物が売主から直接ユーザーのもとに搬入され、中間販売店やリース業者が現実の占有をしていない場合でも、リース業者に目的物についての即時取得を認めた事例であり（判旨三）、いずれの点においても実務に対して大きな影響を及ぼすものである。以下では、専らこの二点に関する判旨の一般論について検討を加え（二、三）、最後に具体的事案としての本件の結論の当否について述べる（四）。

二 リース契約実務においては、本件のように、売主ユーザー間で製品の選定

につき合意がなされ、製品が直接ユーザーの下に搬入された後、リース業者等を介在させて全体的な契約関係を成立させることがある。このため、目的物に瑕疵があったり、売主とユーザーとの間に介在した者が倒産したりしたような場合に、成立後の形式的な契約関係を重視するか、売主とユーザーとの間に実質的な契約関係を認めるかについては、議論の分かれるところである。判例は、売主とリース業者が業務提携関係にあるなど事実上一体であったり（札幌地判平成二・

三・二六判時一三五九号一〇〇頁、仙台高判平成四・四・二二判タ八二号一四〇頁、明示または黙示の損害担保契約等の契約関係が認められる（最判昭和五六・四・九金法九七〇号四一頁）、といった事情がない限り、成立後の形式的な契約関係を重視する傾向が強く（東京地判昭和五三・五・一〇別冊NBL一七号一〇七頁、東京高判昭和五三・一〇・三〇別冊NBL一七号一三三頁、大阪高判平成三・五・二九判タ七八〇号二〇三頁、東京地判平成三・八・六判時一四一〇号八六頁、本件判旨もこの考え方に従ったものといえることができる。これに対して、学説では、特に目的物に瑕疵があった場合につき、取引の性質から当然に黙示の第三者約款の存在を考慮することができるとか（山岸憲司ほか・リース取引法二一〇頁（中川潤））、売主ユーザー間には

「実質的売買関係」（松田安正・リースの理論と実務六〇頁、ないし「淡い債権関係、契約関係」（幾代通「リース取引をめぐる解釈問題、その一、内部関係」私法三八号二八頁）があるとか、ファイナンス・リースを端的に三当事者間の契約であるとす（神崎克郎「リース」現代契約法体系五二七四頁以下）等、実質的な関係を重視する見解が多いが、近時はかかる法律構成をあえて選択した当事者の合意を尊重し、全体的な関係が成立した後は形式的な契約関係に従い、各当事者は特約をすることによって自己の利益を保護すべきであるとす（森泉章編・現代企業取引法講座二二三頁以下（山崎敏彦、塩崎勤「ユーザーとサブライヤーの関係」金商増刊七八二号三〇頁、梶村太市ほか・リース契約法七二頁以下（森邦明））。

現実のリース契約において、売主とユーザーが実質的な契約関係にあることは事実であり、両者の間に実質的關係を認めようとする学説にも相当の説得力があることは否定できない。しかしながら当事者の意思によりあえて直接の契約関係がないような法律関係が成立したのであれば、それによって生ずる不利益を当事者は当然予測するべきであり、一方当事者の保護を図るために実質的契約関係を認めることは、特に契約成立後については慎重であることが望ましい。しかも、

売主ユーザー間の実質的關係を主張する学説が念頭に置いているのは前述のとおり目的物に瑕疵があった場合であり、この場合にはユーザーにとって契約締結時の交渉により自己の利益を図ることが一般に困難であるという事情があるためその保護の必要が認められるわけであるから、本件のように、当事者の一人が倒産した際の他の当事者の損害の配分につき、各当事者に自己の利益を守る機会が奪われていたとはいえない場合には、前記の実質的關係を主張する学説の説得力は妥当しないものというべきである。

以上の一般論に従えば、本件の当事者間の関係を形式的な契約関係により解決しても不当とは言えず、Xは中間販売店を介在させることを合意したからには、速やかにリース業者を選定し、代金決済方法について明確な約定をして自己の利益を守る対策をとるべきだったのであり、かかる約定の存在が認定されい以上、Y₁やY₂の行為には債務不履行も不法行為も成立せず、Y₂の倒産による不利益をXが被ったのはやむを得ないということになる（ただし、後記四参照）。

三 所有権留保特約があっても、買主から目的物を譲り受けた第三者が即時取得の要件を満たせば売主の所有権が消滅することは、学説の一致した見解である（高木多喜男・担保物権法（新版）三六八頁な

ど。本件のY₁は、現実の占有ではなく指図による占有移転により目的物を取ったものであるが、判旨はかかる契約ではリース業者が現実の占有を取得することがないのが通常の状態であるとし、リース業者の保護を強調して即時取得の成立を認めた。

指図による占有移転により即時取得が可能であるかについては、占有改定による即時取得の可否と並んで従来より議論がなされている。判例は、かつては否定的な見解が多かったが（大判昭和八・二・三新聞三五二〇号一頁、大判昭和九・一・二〇民集一三卷三三〇二頁など、最判昭和五七・九・七民集三六卷八号一五二七頁は、寄託者が倉庫業者に対して発行した荷渡指図書に基づき、倉庫業者が寄託者台帳の名義を変更して譲受人が指図による占有移転を受けた場合に、即時取得の成立を認めた。ただし、この判例に対しては、特定地域の特定時期における特定業者間の慣行に従った特殊な形式の指図による占有移転により即時取得が認められたものとする解釈が一般であり（米倉明（判批）法協一〇一巻四号六五五頁、塩崎勤（最高裁判例解説 曹時三七卷一〇号二八九二頁）、その後の下級審判例で即時取得の成立を否定したものもあるため（大阪地判昭和六三・八・一七判タ六八三号一五四

転による即時取得を認めているというとはできない。他方学説は、占有改定による場合と異なり、指図による占有移転による場合については、二重の引渡が起りえないこと、原所有者の物に対する占有関係が完全に切断されること、第三者から認識可能であることなどを理由として即時取得を肯定する見解が多いが（舟橋禎一・物権法二四七頁など、類型毎に分けて考える見解もある（注釈民法（七）一一一頁以下（好美清光））。

以上のことからすると、リース業者の保護の必要性和その妥当性については別途検討する必要があるわけであるが、一般にリース契約においては、本件におけると同様、売主からユーザーへ直接目的物が搬入されることが多く、リース関係が成立、継続している過程でリース業者が現実の占有を得ることは、リース契約が解除されてリース業者が目的物を回収するという、いわば異常事態にのみ起こることであり、リース業者に現実の占有を要求することは酷であること、他方、留保売主としては、目的物に表示等を施すことにより、即時取得を防止することができることを考えると、特に代金を仲介者に完済したリース業者の保護にとっては、指図による占有移転により即時取得を認めることが必要であり、判旨の一般論は妥当なものというべきである。ま

た、判旨は譲受人の調査義務を原則として否定しているが、例えば自動車や建設機械のように、物を譲り受ける場合に目的物の所有権が他の者に留保されていることが通常であるというような業界の取引慣行がない限り、譲受人としては特別な事情がある場合にのみ調査をすれば足りるものというべきであるから、この点についても判旨に原則として賛成する。

もっとも、リース契約実務においては、物件がさほど高額でない場合には、リース業者が目的物を見ることが当事者に会うこともなく、全てを代理店に任せきりにしてリース契約を締結してしまう場合があり、これがいわゆる空リースや多重リース発生の温床となっているのであるが、そのような場合にまでリース業者に保護を与える必要はないから、リース業者としては少なくとも物件を確認し、場合によっては関係者に事情を聞く程度の調査は必要なものというべきである(リース業者に関するものではないが、調査義務の程度につき、福岡高判昭和五九・三・二二判時一一二八号五四頁参照)。

以上述べたところに従えば、本件においては、Y₄はコンピュータとしてはさほど高額でない本件各物件について、わざわざユーザーの下に赴いて説明を受けており、しかもそのようなコンピュータの売買に際して売主が所有権を留保す

る取引慣行があるとはいえず、Xの所有権留保はむしろ異例のことというべきであるから、Y₄が自己の調査を尽くしていたものとして即時取得を認められたのは当然であるということになる。

四 今まで述べてきたとおり、本件判旨の一般論は、概ねこれを肯定すべきであるが、具体的事案として本件の事実関係をしてみると、上述の一般論をそのままではめることには多少の躊躇を感じる。まず第一に、Xの主張する代金回収約定に関して、Bが代金決済方法についての話をY₃に対して行い、その承諾を得たという認定にもかかわらず(判時一四五頁三段目)、代金決済方法についてBはY₁に話していないという判断がされており(同一四七頁二段目)、代表取締役が承諾したことを会社が聞いていないとする判旨の事実認定には明らかに混乱がある。第二に、本件では、リース業者の選定についてのXの希望をBが伝え、Y₃がこれを承諾していたとの認定があり(同一四五頁三段目)、そうだとすれば、Y₁はこの合意に違反してY₄を選定したこととなつて、この違反とXの損害との因果関係について判断する必要が生ずる筈だが、判旨はそれ以上の検討をしていない。又、第三に、Y₁は本件各物件が納入されてから数日を経ずしてY₂、Y₄と契約を締結しており、しかもそのことを半年

以上もXに告げていない。第四に、Xに各契約締結の事実を知られたY₂は、振り出した手形の決済日に突如として倒産し、公判期日にも出頭していない。

もっとも、仮に本件に上述のような事情が存在してやや不透明感の残る部分があったとしても、これだけではY₁とY₂が共謀していたということはできず、他方Xは製品納入後半年以上もリース業者の選定をしていないうえ、この間Xが全く自己の利益を保護する機会を奪われていたということはできないから、結局のところ本件におけるXの損失は、やはりX自身の落度に基づくものと言わざるを得ない。従つて、Y₁とY₂の共同関係を説明する理論を模索したり、X、Y₁間の実質的

関係を無理に認めようとしたりする必要はやはりないものというべきである。また、Y₄についても、Y₂がOA機器の販売店である以上、ユーザーの下にある製品を前にして説明を受けた際には、実はその製品が代金未払のまま他の販売店に所有権が留保されているとは通常予測できないことであるうえ、前述のとおりそのようなコンピュータの売買に際し所有権が留保される取引慣行があるとはいえないから、具体的事案としての本件において、Y₄に即時取得が認められたことは肯定されるべきである。

(ほしの・ゆたか 東京大学大学院)